

## 国立大学法人三重大学法人文書ファイル保存要領

平成27年3月31日  
総括文書管理者 決定

国立大学法人三重大学法人文書管理規程第14条に基づき、国立大学法人三重大学における法人文書ファイル等（法人文書ファイル及び単独で管理している法人文書をいう。以下同じ。）の適切な保存に資するため、以下のとおり法人文書ファイル保存要領を定める。

### 1 紙文書の保存場所・方法

#### (1) 事務室における保存

- ① 年度ごとにまとめられた法人文書ファイル等(保存期間が1年以上のもの)について、事務室においては、現年度の法人文書ファイル等と前年度の法人文書ファイル等とを区分して保存する。この場合、現年度の法人文書ファイル等の保存場所を職員にとってより使いやすい場所とするよう配慮する。
- ② 新年度の法人文書ファイル等の保存スペースを確保するため、年度末等において適宜法人文書ファイル等の移動を行う。ただし、「継続的に利用する法人文書ファイル等」にあつては、現年度の保存場所で保存することができる。
- ③ 個人的な執務の参考資料の収納場所は、職員各自の机の周辺のみとする。

#### (2) 書庫における保存

- ① 前々年度以前の法人文書ファイル等については、法人文書を適切に保存できる各部署の書庫で保存する。ただし、継続的に利用する法人文書ファイル等にあつては、事務室で保存することができる。
- ② 継続的に利用する法人文書ファイル等として継続して事務室で保存されている法人文書ファイル等については、年度末等において適宜文書管理者が利用状況等を勘案し、書庫への移動を再検討する。
- ③ 個人的な執務の参考資料は書庫に置いてはならない。

#### (3) 機密性の高い法人文書ファイル等

上記(1)、(2)にかかわらず、機密性の高い法人文書ファイル等については、施錠のできる書庫等に保存し、不正な持ち出しや盗難を防ぐ措置を講ずるものとする。

#### (4) ファイリング用具及び所在管理

- ① ファイリング用具（バインダー、保存箱等）の見出しや背表紙の表示については、容易に内容が推測できるように設定するものとする。
- ② 事務室及び書庫等における書棚は、法人文書ファイル等を容易に取り出すことができるよう適切な所在管理を行う。

## 2 電子文書の保存場所・方法

- (1) 電子文書（電子的方式、磁氣的方式その他人の知覚によって認識することができない方式で作成された法人文書をいう。以下同じ。）は、サーバ又は磁気ディスク等に保存し、紙文書と同様に容易に利活用が出来るよう所在管理を行うとともに、文書の改ざんや漏えいの防止等の観点から、適切なアクセス制限を行う。
- (2) 電子文書は、三重大学情報セキュリティポリシーの規定に従い、必要に応じ、パスワードの設定、暗号化、電子署名の付与を行うとともに、バックアップを保存する。

## 3 引継手続

- (1) 文書管理者の異動の場合の法人文書ファイル等の引継手続については、法人文書ファイル等の保管場所について後任者に引き継ぐものとする。
- (2) 組織の新設・改正・廃止の場合の法人文書ファイル等の引継手続については、法人文書ファイル等の保管場所について新しい部署又は引き継ぐ部署に引き継ぐものとする。

## 4 その他適切な保存を確保するための措置

- (1) ファイリング用具の見出しや背表紙等の表示内容について、法人文書ファイル管理簿の記載内容と齟齬が生じないように、少なくとも毎年度一回、文書管理者が確認する。